

公 告 第 48 号  
令和 8 年 4 月 1 日  
J A S T 健康保険組合  
理事長 平林 武昭

## 組合同規約一部変更について

J A S T 健康保険組合の規約を別添のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

### 記

#### 変更理由

令和 8 年 4 月 1 日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」に伴い、令和 8 年 4 月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まります。これに伴い、規約において、保険料額の負担割合や予備費の費途、準備金の保有方法等について定める必要が生じたため変更を行います。

以上

## 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第43条 略</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料<u>等</u>額、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p>第46条～第46条 略</p> <p>第47条 1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は令和8年4月1日から施行する。(第44条、第47条、第48条)</p>	<p>第1条～第43条 略</p> <p>(<u>一般</u>保険料額、<u>介護</u>保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p>第46条～第46条 略</p> <p>第47条 1～2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>